

遅延理由書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の9の規定により、販売従事登録事項に変更を生じた日から30日以内に届出しなければならぬところ、下記理由により今日まで遅延してしまいました。

今後このようなことのないよう、注意いたしますのでよろしくお願いいたします。

遅延理由：

平成 年 月 日

住所

氏名

印

奈良県知事 殿